

○第202回肥料・飼料等専門調査会（非公開）

日時：令和6年11月6日（水）14：00～17：01

議事概要：

（1）飼料添加物（ジブチルヒドロキシトルエン）^{*1}の食品健康影響評価について

審議の結果、ジブチルヒドロキシトルエンの許容一日摂取量（ADI）を0.25mg/kg体重/日とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

^{*1}酸化防止剤で、飼料の品質の低下の防止を目的に使用されます。

（2）飼料添加物（安息香酸を有効成分とする飼料添加物）^{*2}の食品健康影響評価について

審議の結果、安息香酸を有効成分とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

^{*2}豚用飼料に添加し、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に使用されます。

（3）対象外物質（安息香酸）^{*3}の食品健康影響評価について

審議の結果、安息香酸は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

^{*3}有機酸で、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的に飼料添加物として使用されます。

（4）対象外物質（アセチルシステイン）^{*4}の食品健康影響評価について

審議の結果、継続審議となった。

^{*4}含硫アミノ酸の一種で、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に飼料添加物として使用されます。

(5) 飼料添加物（アセチルシステインを有効成分とする飼料添加物）^{*5}の食品健康影響評価について

次回に持ち越して審議することとなった。

^{*5} 鶏（ブロイラーを除く）用飼料に添加し、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に使用されます。